

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1・2 略] (令和5年10月から同年12月までの各月分の料金の徴収の特例) 3 令和5年10月1日から同年12月31日までの間に行つた点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、第25条及び第26条第1項の規定にかかわらず、同項の表の基本料金に係る料金は徴収しない。	附 則 [1・2 同左] (令和4年8月から同年10月までの各月分の料金の徴収の特例) 3 令和4年8月1日から同年10月31日までの間に行つた点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、第25条及び第26条第1項の規定にかかわらず、同項の表の基本料金に係る料金は徴収しない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年7月6日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

令和5年10月から同年12月までの各月分の水道料金のうち基本料金に係る料金を徴収しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。